

熊本市が地方自治法第252条の19第1項の指定都市に指定されることに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第5号

熊本市が地方自治法第252条の19第1項の指定都市に指定されることに伴う関係条例の整理に関する条例

(熊本県庁の位置に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県庁の位置に関する条例(昭和39年熊本県条例第7号)の一部を次のように改正する。

「熊本市水前寺六丁目18番1号」を「熊本市中心区水前寺六丁目18番1号」に改める。

(熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「の各号」を削り、同項第3号イの表熊本県営有料駐車場の項中「熊本市安政町」を「熊本市中心区安政町」に改め、同表熊本県営第二有料駐車場の項中「熊本市新屋敷」を「熊本市中心区新屋敷二丁目及び新屋敷三丁目」に改める。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第3条 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「風致地区」の次に「(面積が10ヘクタール以上のもの(熊本市の区域内のものを除く。)に限る。以下同じ。)」を加え、「(熊本市にあっては、熊本市長。以下同じ。)」を削る。

(熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第4条 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「地域に」を「区域に」に改める。

第4条の2中「地域と」を「区域と」に改め、同条第1号中「熊本市」を「熊本市中心区の区域」に、「地域」を「区域」に改め、同条第2号中「八代市」を「八代市の区域」に、「地域」を「区域」に改める。

第5条第2項中「地域()」を「区域()」に改める。

別表第1備考1中「地域を」を「区域を」に改める。

別表第2の1の項中「熊本市」を「熊本市中心区の区域」に、「地域を」を「区域を」に改める。

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第11号市町村等の欄中「熊本市富合町、熊本市城南町及び熊本市植木町」を「熊本市南区城南町及び富合町並びに北区植木町」に、「熊本市富合町及び熊本市城南町」を「熊本市南区城南町及び富合町」に改め、同表第31号市町村等の欄中「熊本市富合町及び熊本市城南町」を「熊本市南区城南町及び富合町」に改める。

(熊本県暴力団排除条例の一部改正)

第6条 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「地域を」を「区域を」に改め、同項第1号中「熊本市下通一丁目」を「熊本市中心区下通一丁目」に、「地域」を「区域」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 熊本市中心区新市街の区域

第23条第1項第3号中「熊本市中心街」を「熊本市中心区中央街」に、「地域」を「区域」に改め、同項第4号中「熊本市花畠町」を「熊本市中心区花畠町」に、「地域」を「区域」に改め、同項第5号中「熊本市手取本町」を「熊本市中心区手取本町」に、「地域」を「区域」に改め、同項第6号中「熊本市安政町」を「熊本市中心区安政町」に、「地域」を「区域」に改め、同項第7号中「地域」を「区域」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。